

相模原市入札制度の概要（契約課発注工事） （令和7年4月1日現在）

区分	土木（造園を含む）・建築（設備を含む）	
対象金額	3億円以上 （議決を要する契約）	3億円未満 ※契約規則第26条に定める金額以下のものは事業担当課契約
入札の種類	条件付一般競争入札 ※原則として1億円以上は総合評価方式とする。	
予定価格の公表	事後公表	
入札回数	2回	
予定価格（※2）	予定価格＝設計金額	
最低制限価格	<p><算定方法></p> <p>①箇所指定の工事 直接工事費×9.7/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×9.5/10＋一般管理費×6.8/10 【注】 予定価格の10分の7.5から10分の9.5までの範囲内とし、1万円未満の端数は切捨てとする。</p> <p>②単価契約の工事 基準工種単価×8.0/10（単位は10円未満切捨てとする。）</p>	
入札方法	電子入札	
	入札参加者は入札時に工事費内訳書を提出	
入札参加条件	原則として一般競争入札で行う予定価格3,000万円未満の工事については、本店所在地に地域要件を設定する。	
手持工事制限	<p>契約課契約の工事発注について、手持契約（手持制限の対象となる契約）の件数の上限を4件とする。ただし、電気工事及び総合評価方式の入札により契約相手を決定する工事については、さらに次の制限を設ける。</p> <p>（1）電気工事の入札においては、手持契約の件数の上限を2件とする。ただし、共同企業体の構成員として受注した契約は、手持契約として加算しないものとする。</p> <p>（2）総合評価方式の入札においては、低価格（調査基準価格未満）で契約した手持契約件数の上限を1件とする。</p> <p>※上記（1）及び（2）については、令和7年度における経過措置として、令和7年4月1日以降に公告した案件のみを手持契約の件数として加算するものとし、令和6年度以前に公告した案件については件数に含めません。</p>	